



弁護士 岸田鑑彦
杜若経営法律事務所

Vol.57

★災害等非常時の時間外労働

先日の台風21号や北海道での大地震など、私たちの想像を超える災害が立て続けに起きています。企業によっては、復旧に向けた緊急の対応が必要になり、労働時間が一時的に集中することが想定されます。

このような災害等の非常時の時間外労働等については、労基法に次のような規定があります。

(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)

労基法第33条第1項

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。ただし、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出な

ければならない。

このように、災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合に、例外なく、36協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、36協定の枠外の問題として、行政官庁の許可を条件に、必要な時間外労働等を行わせることができるとしています。

次に、「災害その他避けることのできない事由」にはどのような場合が含まれるかですが、通達では、災害発生が客観的に予見される場合を含むとし、許可の基準（昭和22年9月13日基発17号、昭和26年10月11日基発696号）については、同条が災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることの出来ない場合の規定であるから厳格に運用すべきものであって、その許可又は事後の承認は、概ね次の基準によって取扱うこと

とされています。

(1) 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。

(2) 急病、ボイラーの破裂その他人命又は公益を保護するための必要は認めること。

(3) 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械の故障は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な手入は認めないこと。

(4) 電圧低下により保安等の必要がある場合は認めること。

このように災害による突発的な業務の集中や、事業の運営にかかわるような突発的な機械の故障も対象となり得るのです。

では、直接被災していないものの、被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧のため、被災地域外の事業者が協力要請に基づき作業を行う場合も対象になるのでしょうか。

厚労省のHP内のQ&Aでは、東日本大震災の被害状況を踏まえて、上記のような場合について「被災状況、被災地域の事業者の対応

状況、当該労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の震災による被害が甚大かつ広範囲のものであり、一般に早期のライフラインの復旧は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。」としています。

当然のことながら例外的な場面なので許可は厳格に判断されることとなります。もっとも事態急迫のために許可を受ける暇がない場合は、事後に遅滞なく届け出ることも認められています。

企業として判断に迷う場合は、労基署に確認を取りつつ、適用を検討するという場面も出てくるかもしれません。